



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.4(92 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222062)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

極秘

大臣 副官 幸

治元 幸

近藤 幸

末 幸

北 幸

沖縄に因り在米米大使と懇話の件

42.7.19 北米局長

7月18日在米米大使招宴の際 懇話せし如き事
を下記のとおり。

本末— 15日の大臣大使会談の際 大使より
1970年内閣並みに ヴェトナム 米軍との内閣

に付 質問せられた。 1970年内閣は 本末
別個の内閣で、たゞこれか name に付さない

と云ふは、沖縄に集中するであろうと云う内
閣の内閣と 疑いあり。 又 ヴェトナムに内閣

大臣の 御趣意は、米方は 沖縄に因り 米
軍の ヴェトナム 作戦に 着しく 支障を来すような

措置を 進める 考はないか、 ヴェトナム 米軍の
如何に 拘りす。 今より 日米双方が 協定

GA-6

外務省

し得る 様及 形に 沖縄 返還を 實現する
方途を見出すよう 協議したいと云うこと

である。

大使— 自分も 左様に 承つた。 問題は 日米

が 沖縄に 行く 米軍に どう云う 地位を 与へ
ようとするか である。

本末— 米方が いわゆる 完全な 自衛 使用、即ち
改裝 通りの 保証を するから 返還は 善

易に 進められる と考へたが、 それには 日米内
閣に 御承知の 様な 困難がある。 又 米方が

内閣並みの 地位を 主張すれば、 米側は
返還を 拒否する。 此の 旨に 双方の

協定し得る 解決が あり得ないかを 探求
したいのである。

GA-6

外務省

大使— 米側は日方、如何を望むかを
示し苦しいのである。核兵器を

撤去せよと言はれるなら撤去するで
ある。その他、最終兵器とも云うべ

きボリスのようなものではない種類の
核兵器も、沖絶には置かないと云う

この結果として抑止力は若干だけ
減少せしめらるゝと云う。核の問題は

別にしても、前回会談の際申し述べ
た、現にB-52の配備撤去が沖

絶から求まらねば、又在沖絶の米軍
が通常兵器による韓国に何等かの

脅威し得ることを、大まかに抑止
力となるのである。

本館— 大使の言はれることは、沖絶の基礎は
現状通り、即ちいかなる完全な自由使用

がなければならぬと云うことの様には聞え
るが、沖絶の現状は放棄し得ず、他

方「完全な自由使用」と云うことは、国内軍
情から困難である。この内の問題を

圓子なり、内々に協議しようとするに
ある。

大使— 如何なる「自由」と云うことは、日方側の
問題である。施設撤去後の場合、沖絶

の抑止力を維持せしめようとするには、日方、
例に於て相当な政治的負担を引き受

るべきである。従つてその政治的負担と、沖絶の
現状と、これを接する日方の政治的判断の

問題である。
李元一総領事大佐と仲絶の懸念問題は日米
のいわゆる防衛姿勢の問題であること
は御認識に存じあり。その欠点から視て
復帰要求をどう相臨するか甚慮之し
いさつである。吾内には御承知の如き事情
があるから我方が米軍に認め得る地位
の限界について慎重に考慮するを得ない。我
方がこれだけの条件と提出せよと言はれど
も、抑々桂軍において軍事的役割を
荷っているのは米軍有つたから必要有
軍事的条件と云うものは米側から示され
なければ我々から判言する材料はない。
大佐「必要」と云うのはどう云うことか?」

李は米軍に何を期待するの?
李元一 一般的に云へば明らかである。即ち
我々は米軍が桂軍に対する教導的抑制
止力として存在することを望む。その大旨の
中で、仲絶の米軍が如何なる地位を占
められるべきか、軍事技術的の二つは
はたないか?
大佐「軍事技術の二つは米側から何用?
米軍人より専門家を派遣して訓練して
いこののであるか。根本は日米が何を米
軍に期待するかと云うは李側の決断の
問題である。
李元一 仲絶の現状は数量すべしに非ずと
の立場から、假に我々が基礎は本土

並みと云うことと「通達を要する」と云う事柄の
どうするか。

大塚 - 本土並みならず米側は仲尾を引揚
げたい。

本庄 - そればかり言いつまみである。仲尾の
価値はそんなものもあるまい。

大塚 - 自衛も通達を阻害しようとするもの
号は毛頭ないか。線画して申上げようか。

内閣は日本が仲尾の米軍を掃蕩力と
して存続させようとするなら、その立場が

ら如何なる政治的決断をしなければならぬ
地位を課せようとするか、と云うことだ。

米側は先んじて態度を限り
たいまいである。

本庄 - 秋方より見れば、いわゆる「自衛使用」と
「本土並み」の間に秋方として妥協し

得る基地の地位を見出したいのである。
そのうちには軍事技術の問題が入り来

るが、これは米側の見解を十分に踏
み合ふ必要があると云う。秋方から仰るは

「核は事前協議、米国内作製は自由」と
云う様なことを持ち出すことは余り根拠

がないと思ふ。

本庄 - この点を踏まえて、1970年は

無事のことで、92年の教訓に照らして、秋方は
これを仲尾通達問題に拘束する方向で、

の要請として尋ねるものではないと云うこと
を申上げたいからである。秋方の協

議の採算如何は 通算は 概十の 概
算中 24 所 記が 記 ないし。或は又

概十が 終つても 直ちに は 出来ないと
云ふ こと ない ない の あり。

土 使 - その 長は 誤解 はない と 思ふ。